＜令和 8 年度　税制改正について＞

○給与所得控除額の見直し

給与所得控除額について、最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられ、給与収入金額 190 万円まで給与所得控除額が 65 万円となります。

給与収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162 万 5 千円以下	55 万円	65 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	給与収入×40%－10 万円	
180 万円超 190 万円以下	給与収入×30%＋8 万円	
190 万円超 360 万円以下	給与収入×30%＋8 万円	
360 万円超 660 万円以下	給与収入×20%＋44 万円	
660 万円超 850 万円以下	給与収入×10%＋110 万円	
850 万円超	195 万円	

※1　給与収入 190 万円以上は税制改正による影響なし

※2　給与所得控除額の改正に伴い、家内労働者等の事業所得の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円に引き上げられます

○各種所得要件の引き上げ

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
扶養親族および同一生計配偶者の合計所得金額	48 万円以下	58 万円以下
勤労学生の合計所得金額	75 万円以下	85 万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額	48 万円以下	58 万円以下

○特定親族特別控除の創設

19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の生計を一にする親族は、特定親族特別控除の対象となります。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	
	住民税	所得税
58 万円超 85 万円以下	45 万円	63 万円
85 万円超 90 万円以下	45 万円	61 万円
90 万円超 95 万円以下	45 万円	51 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円	
100 万円超 105 万円以下	31 万円	
105 万円超 110 万円以下	21 万円	
110 万円超 115 万円以下	11 万円	
115 万円超 120 万円以下	6 万円	
120 万円超 123 万円以下	3 万円	

○住宅借入金等特別税額控除について

(1)　子育て世帯等への借入限度額の上乗せ措置の延長

認定住宅等を新築等した19歳未満の子を有する世帯または夫婦のいずれかが40歳未満の世帯（特例対象個人）が令和7年中に居住の用を供した場合、借入限度額の上乗せ措置が、令和8年度も引き続き適用されます。

住宅区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

(2)　床面積要件の緩和措置の延長

合計所得金額が1,000万円以下の方を対象に、新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置の適用期限が、令和7年12月31日まで延長されます。

ただし、令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅について、省エネ基準に適合しない住宅は住宅借入金等特別控除の適用対象外となります。

(3) 所得税基礎控除の引き上げに係る控除額算定方法の変更

現行	①　・②のいずれか低い方の金額 ①　所得税の課税総所得金額等×5%（97,500 円を限度） ②　住借可能額のうち所得税で控除しきれなかった額
改正案	①　・②のいずれか低い方の金額 ①所得税の課税総所得金額等+（所得税基礎控除額－48 万円）×5% （97,500 円を限度） ②住借可能額のうち所得税で控除しきれなかった額

※H26 年 4 月～R3 年 12 月に居住開始の者のうち、特定取得・特別特定取得・特別特例取得に該当する者、R4 年 1 月～R4 年 12 月に居住開始の者のうち、特別特例取得の場合の上限額算定は 5%を 7%（136,500 円を限度）に置き換えて計算します。

○寄附金特例控除について

所得税基礎控除の引き上げにより、寄附金特例控除額算出時の限界税率基準額が変更になります。

現行	課税総所得金額－所得税との人的控除差調整額
改正案	課税総所得金額－所得税との人的控除差調整額－（所得税基礎控除額－48 万円）